

第3次盛岡市男女共同参画推進計画の見直し（最終案）について

1 見直しの目的

- (1) 計画期間（令和2～11年度）の中間年であることから、計画の方向性、指標目標の再設定等について検討を行う。
 - (2) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）の令和6年4月1日施行に伴い、法の趣旨を盛り込んだ調整を行う。
- 以上の2つの観点からの計画見直しを行うものである。

2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 募集期間 令和7年1月8日（水）から令和7年1月31日（金）まで
- (2) 募集方法 市公式ホームページ応募フォーム、郵送、FAX、持参
- (3) 受付意見数 1件（1個人 0団体）
- (4) 反映区分

A : 要綱等に盛り込むもの	1件
B : 要綱等に盛り込み済のもの	0件
C : 要綱等に盛り込まないもの	0件
D : その他、要望・意見・感想など	0件
- (5) 意見・提言等の要旨

No.	意見・提言等の要旨
1	P40 の困難や不安を抱える女性への支援について、強化する取組・事業で挙げられている4つの活動はどれも大事な取組だと思うが、その取組・事業を知つてもらうための周知や情報提供に力を入れることも大事だと感じるため、その点に関する記載があつてもいいのではないかと感じる。

- (6) 市の考え方

市の考え方（案）	区分
御意見を踏まえ、強化する取組・事業に「支援体制の充実と周知啓発」を追加し、施策2全体の説明文を修正しました。	A

3 修正内容

- (14ページ) 「国の動き」について、『(R2)「第5次男女共同参画基本計画」の策定』を追加しました。
- (14ページ) 「県の動き」について、『「いわて男女共同参画プラン」の策定』が重複となつておりましたので修正しました。
- (40、41ページ) 「【施策2】困難や不安を抱える女性への支援」について、強化する取組・事業に「A' 22201 支援体制の充実と周知啓発」を追加し、施策2全体の説明文を修正しました※パブリックコメントの意見を反映
- (41ページ) 強化する取組・事業として、「A' 22204 母子生活支援施設での自立支援」を追加しました。

(見直し案)

(R7.2.4 時点)

第3次盛岡市男女共同参画推進計画

第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画

盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画

盛岡市女性活躍推進計画

令和2年度～令和11年度

令和 年 月

盛 岡 市

目次

第1章 計画の概要	- 4 -
1 計画の目的	- 4 -
2 計画策定の経緯と計画見直しの背景	- 4 -
3 計画の名称	- 5 -
4 計画の位置付け	- 5 -
5 計画期間	- 6 -
6 盛岡市における「男女共同参画」の定義	- 6 -
第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題	- 8 -
1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における成果と課題	- 8 -
2 地域の現状①（市民アンケート・盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）	- 11 -
3 地域の現状②（人口・就業状況）	- 13 -
4 社会情勢の変化（男女共同参画推進に関連するもの）	- 14 -
5 今後の取組の方向性	- 16 -
第3章 計画の基本的な考え方	- 18 -
1 計画の目指す姿	- 18 -
2 基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条より）	- 18 -
3 基本目標と施策の方向性	- 19 -
第4章 施策の展開	- 24 -
1 成果指標・参考指標	- 24 -
2 主な取組・事業の分類	- 24 -
3 取組No.	- 25 -
【基本目標1】性別等に関わらず多様な生き方を選択できる 意識の形成	- 26 -
【施策1】 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進	- 27 -
【施策2】 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実	- 28 -
【施策3】 男女共同参画を推進する人材育成	- 29 -
【基本目標2-1】人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし	- 30 -
【施策1】 性の多様性の理解と支援	- 31 -
【施策2】 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援	- 33 -
【施策3】 男女共同参画視点での災害対応	- 35 -
【施策4】 性別等による人権侵害の防止	- 36 -
【基本目標2-2】人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶 ～困難や不安を抱える方への支援	- 37 -
【施策1】 DV防止に向けた啓発・教育の推進	- 39 -
【施策2】 困難や不安を抱える女性への支援	- 40 -
【施策3】 相談及び被害者支援体制の充実	- 42 -
【施策4】 被害者の自立支援	- 44 -

【基本目標 3-1】あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～地域社会や家庭における活躍.....	- 46 -
【施策 1】 行政や政治の場における男女共同参画の推進.....	- 47 -
【施策 2】 地域における男女共同参画の推進	- 49 -
【施策 3】 家庭における男女共同参画の推進	- 50 -
【基本目標 3-2】あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～働く場における活躍	- 51 -
【施策 1】 働く場における女性の活躍推進	- 53 -
【施策 2】 男性の家庭や地域における活躍推進	- 55 -
【施策 3】 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備.....	- 56 -
第5章 計画の推進に向けて	58
1 推進体制の整備	58
2 多様な主体との連携・協働.....	58
3 相談・苦情への対応	59
第6章 資料編.....	60 -
1 策定経過.....	61 -
2 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題.....	64 -
3 盛岡市におけるDV相談等の現状	71 -
4 平成30年度市民アンケート調査	72 -
5 平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査	80 -
6 盛岡市の現状（人口・就業状況）	85 -
7 社会情勢の変化（主に第2次計画策定後の平成27年度以降）	89 -
8 男女共同参画行政に関する国内外の動き（1975年～2023年）	95 -
● 男女共同参画社会基本法	- 101 -
● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	- 105 -
● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	- 117 -
● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	- 125 -
● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	- 127 -
● 盛岡市男女共同参画推進条例	- 132 -

第1章 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、市が市民や事業者、教育関係者とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、盛岡市男女共同参画推進条例第9条の規定により策定するものです。

2 計画策定の経緯と計画見直しの背景

(1) 市のこれまでの取組

男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成7年以降、市では男女共同参画推進のための計画を策定し拠点施設を設置運営するなど、課題解決のための取組を着実に実施してきました。

令和元年6月28日には「盛岡市男女共同参画推進条例」が公布、施行されたことにより、令和2年度には、それまでの「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」を抜本的に見直し、新たに「第3次盛岡市男女共同参画推進計画」を策定しました。

●計画の策定

- ・新盛岡市女性行動計画～なはんプラン 21～（H7～H12年補訂版～H16）
- ・盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン～（H17～H18改訂～H22改訂～H26）
- ・盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画（H21～H25）
- ・第2次盛岡市男女共同参画推進計画～なはんプラン 2025～（H27～R6）
(うち基本目標5部分「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画（H27～R6）」)

【現行】第3次盛岡市男女共同参画推進計画（R2～R11）

- (うち基本目標2-2部分「第3次盛岡市配偶者暴力防止推進計画」)
(うち基本目標3-2部分「盛岡市女性活躍推進計画」)

●拠点施設等の設置・運営

- ・もりおか女性センター（H12～）、盛岡市配偶者暴力相談支援センター（H21～）

(2) 現行計画の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、とりわけ女性の割合が高いとされる非正規雇用労働者の経済的困窮や、DV・性暴力の深刻化、ひとり親家庭が抱える問題などが浮き彫りになりました。多様な問題の根底には、ジェンダー不平等や日本社会の構造的な課題などがあげられ、これまで以上に男女共同参画の推進の必要性が高まっています。一方で、コロナ禍でテレワークや在宅ワーク、フレックスタイム勤務などの多様な働き方が市内にも広がり、家庭と仕事の両立が進むきっかけになりました。

また、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している現状から、新たな女性支援の強化を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行され、市町村における基本計画策定が求められていることや、盛岡市総合計画（R7改訂予定～R16）との整合性に配慮して、計画中間年である令和6年度に計画見直しを行います。

(3) 計画見直しのポイント

- 進捗状況に基づく成果指標・目指す方向性の見直し
- 事業分類の見直し
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の理念に基づく女性支援強化の視点を含めた見直し

3 計画の名称

第3次盛岡市男女共同参画推進計画

（うち基本目標2-2部分）第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画 及び

盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画

（うち基本目標3-2部分）盛岡市女性活躍推進計画

※第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画・**盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画**・
盛岡市女性活躍推進計画については、第3次盛岡市男女共同参画推進計画と一体のものとして策定することで、関連する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

4 計画の位置付け

(1) 第3次盛岡市男女共同参画推進計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 盛岡市男女共同参画推進条例（令和元年条例第8号）第9条に基づく市町村男女共同参画計画

(2) 第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画の位置付け（基本目標2-2部分）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

(3) 盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画の位置付け（基本目標2-2部分）

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第8条第3項に基づく市町村基本計画

(4) 盛岡市女性活躍推進計画の位置付け（基本目標3-2部分）

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画

(5) 関連計画との整合性

- 国及び岩手県の男女共同参画に関する計画等を勘案しています。
- 盛岡市総合計画の「7 人権尊重・男女共同参画の推進」の個別計画であるほか、関連する市の他の計画との整合性に配慮しています。

5 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

※関連する法令や計画等との整合性を図るため、次の年度に計画の見直しを行います。

令和6年度（計画期間中間年度、盛岡市総合計画（2015-2025）の後継計画との整合性に配慮、令和6年4月1日施行の困難女性支援法との整合性に配慮）

令和7年度（令和8年3月31日までの時限立法である女性活躍推進法との整合性に配慮）

(年度)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
（市）第3次計画（本計画）	策定	→	→	→	見直し	見直し	→	→	→	R12.3.31
（市）盛岡市総合計画	→	→	→	→	見直し	次期計画	→	→	→	→
（国）女性活躍推進法	→	→	→	→	→	~R8.3.31				
（国）男女共同参画基本計画	第5次 計画	→	→	→	→	見直し	→	→	→	→
（国）困難女性支援法					施行	→	→	→	→	→

6 盛岡市における「男女共同参画」の定義

令和元年6月に制定した「盛岡市男女共同参画推進条例」においては、国の男女共同参画社会基本法における定義に加え、従前の「男・女」という枠にとどまらず、性的指向や性自認等の多様性をも包含した「性別等」の定義を定め、基本理念や責務、禁止事項、支援措置などに反映させることにより、「性別等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」の実現を目指しています。

このことから、本計画においても、条例の「男女共同参画」の定義を使用するとともに、条例で定義している他の用語についても、同様に引用しています。

○盛岡市男女共同参画推進条例（抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 誰もが、**性別等**にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするとしないとを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他団体をいう。
- (5) **性別等** 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。
- (6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に關係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

（※原文には下線・太字の装飾なし）

第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題

市の男女共同参画推進の現状と課題について、(1)平成27年に策定した第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題、(2)市民・事業者の男女共同参画や女性活躍推進に関する意識調査、(3)盛岡地域の男女別人口・就業状況、(4)社会情勢の変化などから整理し、今後の取組の方向性を検証します。(図表等詳細は「第6章 資料編(P57~)」に掲載しています。)

1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における成果と課題

第2次盛岡市男女共同参画推進計画（以下「第2次計画」という。）においては、5つの基本目標を設定し、府内横断的な推進組織である男女共同参画推進本部会議や男女共同参画行政推進連絡会議、外部有識者による盛岡市男女共同参画推進懇談会（令和元年7月17日付廃止）において、毎年、進捗状況の報告を行い、成果と課題を検証しながら、計画の着実な推進を図ってきました。以下はそれらの検証を踏まえ、第2次計画における課題の整理を行ったものです。

(1) 計画期間

平成27年度～令和6年度（策定当時の設定終期）

(2) 基本理念

「未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、活躍しやすいまちづくりを推進します」

(3) スローガン

「女性が輝き 盛岡が輝く」

(4) 主な成果

- ・町内会長における女性割合の増加（H27：5.2%→R1：7.6%）
- ・市審議会等における女性委員登用率の増加（H7：11.6%→R1：30.5%）
- ・市職員の女性管理職割合の増加（H27：4.9%→R1：7.4%）
- ・パパママ教室への夫の参加率の増加（H27：98.6%→H30：100%）
- ・潜在的なDV被害者の相談件数の増加（H12：413人→H30：1,541人）
- ・女性センターの利用者数増（H15：11,749人→H30：25,036人）

(5) 基本目標ごとの課題

基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 審議会等における女性委員の登用促進
- (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進

■主な課題

- ・市の審議会等における女性委員の割合が、近年は約30%と横ばい傾向であることから、改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要である。
- ・行政、地域社会、政治その他あらゆる場面における活動方針立案や決定の場における男女共同参画は徐々に進んできているが、さらなる推進が必要である。
- ・男女共同参画人材育成講座や防災リーダー講座修了後の活躍の場が少なかったことから、学びの成果を地域へ還元できる具体的な方策の検討が必要である。

基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進

- (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供
- (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実
- (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施
- (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進
- (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進

■主な課題

- ・社会で男女平等だと思う人の割合について、多様な制度が導入されていく状況の一方で、平成30年度市民アンケートにおいて「平等になっていない」と答えた人が男女とも6割以上となり、過去20年間の調査で最高となった。このことは、多くの市民の男女共同参画への関心の高まりや、問題意識への喚起がなされたものとみており、盛岡市男女共同参画推進条例施行を機に、性別等に関わらず人権を尊重する意識の更なる向上や、固定的な役割分担意識の解消などの取組を、今後さらに加速させ重点的に取り組む必要がある。
- ・性別、性的指向、性自認等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解し合い、差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要である。

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
- (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進
- (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実
- (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発
- (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発
- (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発

■主な課題

- ・子育てや女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む企業に対する国や県の認定制度（くるみん・えるぼし等）を活用する市内企業が徐々に増え始めているが、取組は発展途上であり、さらなる啓発活動と支援が必要である。

- ・性別等に関わらず誰もが活躍しやすい職場環境づくりには、仕事と生活が両立できる取組が欠かせないことから、意識醸成のための講演会やセミナーの開催、先進的取組事例の紹介などを通じ、企業の取組への支援を行っていく必要がある。
- ・年度末に向けて発生している待機児童の解消や、保育士の確保、保育定員の拡大、地域包括支援センター等の高齢者介護相談支援など、仕事と育児や介護が両立できるさらなる環境整備が必要である。

■基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充

- (1) 女性に対する再就職の支援
- (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援
- (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援
- (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- (5) 女性の生涯にわたる健康支援
- (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実

■主な課題

- ・女性健康診査受診者数が年々、減少傾向にあり、就労女性の増加により勤務先で検査を受診していることが減少の要因と考えられるが、対象者で未受診の人への受診勧奨が必要である。
- ・災害対応において、避難所における授乳室や性別等によるニーズの違いに配慮したトイレ等の設置、多様な視点を反映させた避難所運営の適切な役割分担など、災害対応の各場面において男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められている。

■基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】

- (1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり
- (2) 相談及び被害者保護の取組の充実
- (3) 被害者の自立支援
- (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

■主な課題

- ・DV相談内容に児童虐待や精神障害等が絡み、複雑化する状況にあることから、早期問題解決が困難な事案が多いことを踏まえ、各相談機関や医療機関、教育機関等が密に情報共有をしながら、被害者とその子どもの安全を最優先に、連携して取り組む必要がある。
- ・相談者のうち、約1割が盛岡市以外の盛岡広域7市町の住民であり、広域対応できる相談体制の充実や、ニーズに合わせた具体的な事業内容及び費用負担の検討が必要である。
- ・DV相談のほか、性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等の予防啓発と相談支援の取組の強化も求められている。

2 地域の現状①（市民アンケート・盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）

市民や事業者の「男女共同参画や女性活躍推進」に関する意識や現状、課題を把握するため、平成30年度に、「市民アンケート」「女性活躍推進に関する事業所調査」の2つの調査を実施しました。

調査1 「平成30年度市民アンケート調査」

1 調査のテーマ

「男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について」

2 調査対象

満18歳以上の市民2,000人（回収数842人、有効回収率42.1%）

3 調査結果（概要）

(1) 男女平等感について

- ・「男女の地位は平等になっていない」と答えた人の割合が、男女とも6割以上となり、過去20年間の調査の中で最も高くなった（男性63.2%、女性67.0%）。

(2) 性別役割分担に関する意識について

- ・性別により役割を分担する意識について、男女とも6割を超える人が、性別による役割分担意識に、「反対（どちらかといえば反対を含む）」と回答している。（男性60.5%、女性68.3%）

(3) 男女共同参画に関する行政への要望について

- ・働き方に関することを7割以上の人気が求めており、「育児や介護中であっても仕事が継続できたり、いったん離職しても再就職できるような支援をする（87.3%）」、「男女共に働き方の見直しを進める（73.2%）」という要望が多かった。
- ・また「男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会や啓発を充実する（50.5%）」「審議会等委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する（48.8%）」「男女共同参画に関する法令等や制度を充実する（46.8%）」についても高い割合を示した。

(4) 女性の職業生活について

- ・「職業を一生もち続ける方がよい」が男女とも5割以上となり、次に「子どもができたら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が約3割となった。

(5) 女性の就業継続に必要なことについて

- ・「子どもを預けられる環境の整備と充実、介護サービスや施設の充実」の割合が9割、「職場における仕事と育児・介護等との両立支援制度の充実」が8割となった。

(6) 男性の家庭・地域活動への参加について

- ・「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」について男女とも7割以上の人気が選択し、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の項目を上回り、最も多い回答となった。

調査2 「平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」

1 調査の目的

盛岡市内の事業所における女性活躍推進に関する現状や課題及びニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とする。(岩手県立大学地域協働研究事業として実施)

2 調査対象

盛岡商工会議所会員のうち、従業員数20名以上である635事業所
(回収数100件、回収率15.7%)

※従業員については、非正規従業員も含めるものとする。

3 調査結果（概要）

(1) 回答事業所の属性について

- 回答事業所は「建設業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」「製造業」の順となった。(盛岡市統計書(平成28年版)における産業大分類別事業所数では「卸売・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」「不動産・物品賃貸業」の順に多い。)
- 平均勤続年数について、男性では「15年以上(34.8%)」、女性では「3年以上10年未満(48.3%)」が最も多かった。
- 時間外労働時間数については、多い順に「0時間から10時間(40.4%)」「11時間から20時間(31.5%)」「21時間から30時間(18.0%)」という状況であり、業種別では「運輸・郵便業」「教育・学習支援業」に時間外労働時間数が長くなる傾向がみられた。

(2) 女性活躍推進の状況について

- 調査回答の40.4%(36事業所)が「女性活躍推進について経営指針等において現在は明示していないが今後検討したい」とし、取組意欲のある事業所に向けた働きかけが重要である。
- 仕事と生活を両立できる働きやすい職場の認定取得に向けて取り組む事業所(認定済・申請中)が13.5%、「申請予定なし」が57.3%となっており、取組の奨励が今後の課題である。

(3) 女性活躍推進の課題やニーズ

- 事業所における女性活躍推進の課題として最も多かった順に「管理職の認識・意識の向上(多様な人材の活用・マネジメントスキル向上)」「女性従業員の理解・行動・意識改革」「女性社員のキャリア形成支援」となり、管理職や女性従業員の人材育成の必要性が浮き彫りとなった。
- 市に求める取組や支援について、「保育施設や介護支援等のサービスの充実」の次に「先進的取組事例の紹介」「スキルアップセミナー等の実施」が挙げられた。

3 地域の現状②（人口・就業状況）

盛岡地域の現状について、各種統計から人口・就業の男女別状況を把握します。

(1) 人口推移（総人口の推移）（平成 27 年国勢調査等）

- ・総人口については、平成 12 年の 302,857 人をピークに、減少に転じている。
- ・生産年齢人口については、令和 12 年には 159,886 人となることが見込まれ、平成 27 年の 182,979 人から、約 13% 減少する。また、老人人口について、令和 12 年には 88,546 人となることが見込まれ、平成 27 年の 73,729 人から約 20% 増加するなど、人口減少・少子高齢化が今後も進行する見通しとなっている。

(2) 男女別人口の推移（平成 27 年国勢調査等）

- ・男女別人口では、女性の人口が男性の人口を約 1 割程度上回り、今後も続く見通し。

(3) 年齢三区分別人口（男女別）（平成 27 年国勢調査）

- ・年齢三区分別人口では、年少人口を除き、女性の人口が男性の人口を上回っている。

(4) 労働力人口（平成 27 年国勢調査）

- ・本市の女性労働力率は約 50% で、全国平均の約 50% とほぼ同じ傾向である。

(5) 女性の年齢階級別の労働力率（平成 27 年国勢調査）

- ・女性の年齢階級別の労働力率では、30 代から 40 代前半までの労働力率が、その前後の年代と比較して低い傾向がみられることから、多くの人が出産・子育て期を迎える時期の「仕事と育児等の両立」が進んでいないことが考えられる。

(6) 女性の管理的職業従事者割合（平成 27 年国勢調査）

- ・本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は約 17.6% で、全国平均の約 15% と比較して高い傾向にあるが、国が目指す「30% 目標（指導的地位に女性が占める割合を 30% 程度とすること）」には達していない状況である。

(7) 産業別就業人口（平成 27 年国勢調査）

- ・第 3 次産業従事者数が 8 割を超える本市において、男女別の産業別就業人口の内訳は、多い順から、女性は「医療・福祉」「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」となっており、男性は「卸売業・小売業」「建設業・鉱業等」「運輸業・郵便業」となっている。

注 1) 各種統計については、計画策定時の最新値。見直し時点の最新値は第 6 章 資料編を参照。

4 社会情勢の変化（男女共同参画推進に関連するもの）

主に第2次計画策定後（平成27年度以降）における、男女共同参画推進に関わりのある社会の動きについて、今後の施策の方向性に影響を与えるものを中心に整理します。

(1) 国の動き（主なもの）

- (H27) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・施行
- (H30) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」公布・施行（H31～）
- (H30) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
- (R1) 「女性活躍推進法」等の一部を改正する法律の公布・施行（R2～）（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置）
- (R1) 「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布・施行（R2～）

(R2) 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

- (R3) 「育児・介護休業法」の改正（子の出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設、雇用環境の整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の義務付け等）
- (R4) 「困難女性支援法」の公布（R6～）
- (R5) 「配偶者暴力防止法」の一部を改正する法律の公布（R6～）（被害者の保護命令制度の拡充・保護命令違反に対する厳罰化等）
- (R5) 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の公布・施行

(2) 県の動き（主なもの）

- (H27) 「いわて男女共同参画プラン」改訂、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定
- (H28) 知事によるイクボス宣言、いわて女性の活躍促進連携会議に5部会設置、LGBT相談窓口開設
- (H29) 「いわて女性活躍推進企業等認定制度」の創設、性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート」開設
- (H30) 「いわて女性活躍推進員」を配置、「平成30年度岩手県男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施

(R2) 新たな「いわて男女共同参画プラン」の策定

- (R3) 「性別による固定的な役割分担意識をなくそういわて宣言」を実施

(R3) 「いわて男女共同参画プラン」策定

- (R3) 「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施
- (R5) 「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」策定・施行
- (R6) 「いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画」策定（2024～2028）
- (R6) パートナーシップ制度の自治体間連携開始

(3) 国際的な動き（主なもの）

(H27) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）」採択
SDGs の達成に向けた世界的な潮流。（目標 5 「ジェンダー平等を実現しよう」）

(H28～) 「ジェンダー・ギャップ指数（男女格差指数）」日本の順位低迷（G7 最下位）

（H27：101位/145国中、H28：111位/144国中、H29：114位/144国中、

H30：110位/149国中、R2：121位/153国中、R3：120位/156国中、

R4：116位/146国中、R5：125位/146国中、R6：118位/146国中）

【備考】R1（2019）公表分はR2（2020）として公表されたため、年の数字が連続していない

(4) 社会の動き（主なもの）

➤少子・高齢化と未婚・単身世帯の増加や、共働き世帯の増（専業主婦世帯の2倍（H30））

➤男性の育児休業加速化の兆し（男性国家公務員の原則1か月以上取得等（R2））

➤人生100年時代の到来（性別等に関わらず誰もが、健康な生活を実現し、学び続け活躍し
続けられ、多様な生き方の選択が可能となる環境の整備に取り組む必要など）

➤頻発する大規模災害

➤「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関
連」などの深刻な社会問題化と、予防や根絶への機運の高まり

➤性の多様性に関する理解と支援への社会的機運の高まり

➤新型コロナウイルス感染症拡大により浮彫になった課題（配偶者等からの暴力や経済的困
窮等）とテレワークなどの新たな働き方の広まり

（参考資料：内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト」（R2.1.21）他）

5 今後の取組の方向性

(1) 現状と課題の整理

前述した現状と課題を、盛岡市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、3つに分類しました。

「意識の形成（●）」「人権尊重と安全安心な暮らし（★）」「多様な人材の活躍（◆）」

第2次計画における課題	地域の現状（調査・統計）	社会情勢の変化
<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方を選択できる意識形成の取組が必要 ● 幼少期からの男女共同参画教育が重要 ● 教育が果たす役割の重要性の認識が必要 ● 人材育成講座修了後の活躍の場の仕組みづくりが必要 ★ 性別等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解しやすい差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要 ★ 女性健康診査受診者が減少傾向。未受診の方の受診勧奨が必要 ★ 災害対応における多様な視点での取組が必要。（性別等によるニーズの違いの視点に配慮した取組等） ★ DV相談内容の複雑化（児童虐待・精神障害等）への対応と関係機関との連携、盛岡広域圏対応が必要 ★ 性別等による人権侵害の予防啓発と相談支援の取組強化が必要 ◆ 市の審議会等女性委員登用率が数年横ばい（約30%）、改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要 ◆ あらゆる場面における多様な人材の活躍に資する取組が必要（行政、町内会、その他地域における男女共同参画の推進） ◆ 女性活躍推進等認定企業が少なく企業への啓発と取組支援が必要 ◆ 仕事と育児や介護が両立できる環境の整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「社会で男女の地位は平等になっていない」が男女とも6割以上で過去調査最高。（市民アンケート（以下「市民ア」）） ● 男女とも6割超が、性別による役割分担意識に、「反対（どちらかといえば反対含）」と回答（市民ア） ● 行政が力を入れるべきこと「男女共同参画の理解の学習や啓発の充実（51%）」（市民ア） ★ 増加傾向にあるDV相談件数に対応できる体制整備が必要。（市では県全体の相談件数の約5割を対応） ★ DV相談者のうち約1割が盛岡広域7市町住民 ◆ 行政が力をいれるべきこと「政策決定の場への女性の積極的登用（49%）」（市民ア） ◆ 「男性の家事育児参画における職場や上司の理解促進」を求める声が7割以上。（市民ア） ◆ 事業所における女性活躍推進の課題上位2つ「多様な人材活用のための管理職の認識・意識向上」「一般女性社員の意識改革」 ◆ 人口減少（労働人口減少） ◆ 女性労働力人口（約50%）が全国平均約50%と同程度 ◆ 女性の年齢階級別労働率では30-40歳台前半が低い（出産・子育て期における仕事と家庭の両立が進んでいない） ◆ 女性の管理的職業従事者割合（17.6%）は全国平均約15%と比較して高い 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摶性のある社会の実現に向けた国内外の機運の高まり（目標5「ジェンダー平等を実現しよう」）（H27） ●ジェンダーギャップ指數順位が日本低迷（G7で最下位） ●人生100年時代の到来（多様な生き方の選択が可能となる社会の構築の必要性） ★性の多様性の理解と支援の社会的機運の高まり ★頻発する大規模災害 ★「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関連」などの予防と根絶の社会的機運の高まり ★改正配偶者暴力防止法（R1） ◆あらゆる人の活躍による持続可能な組織や地域づくりの必要性（SDGs等）（H27） ◆女性活躍推進法（H27） ◆働き方改革関連法（H30） ◆政治分野における男女共同参画推進法（H30） ◆女性活躍推進事業所の認定制度の創設（えるぼし・いわて女性活躍認定企業等） ◆共働き世帯・未婚単身世帯の増 ◆男性育休加速化の兆し

(2) 今後の取組の方向性

(1)の整理及び盛岡市男女共同参画推進条例における定めを基に、新たな計画における今後の取組の方向性を、次のとおり定めます。

「今後の取組の方向性」の前提となる視点とは？

視点 1

条例の「定義」より

➤条例において、従来の男・女という枠にとどまらず、性的指向や性自認等を含む「性別等」を盛り込んだ「男女共同参画」の定義を定め、施策の対象とした。(第2条)

施策の対象

従来から施策の中心だった女性はもとより、男性、性的マイノリティも重要な対象とし、性別等に関わらず誰もが尊重され、あらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会を実現する必要がある。

視点 2

条例の「基本理念」より

➤男女共同参画の推進は、基本理念を基に行わなければならない。(第3条)
➤市は基本理念にのっとった施策の策定と実施の責務がある(第4条)。

5つの基本理念

- ①人権の尊重
- ②多様な生き方の選択
- ③活動方針等決定過程への機会の確保
- ④ワーク・ライフ・バランスの実現
- ⑤性と生殖の理解と尊重

視点 3

「現状と課題」より

➤第2章の現状と課題について、条例の基本理念を踏まえ、概ね3つの視点で分類した。
➤直面する課題の解決を図り、条例で目指す姿を実現するため、この3つの視点を新たな計画の取組の柱に盛り込み、施策を行う。

3つの視点（前ページ参照）

- ①意識の形成
- ②人権尊重と安全安心な暮らし
- ③多様な人材の活躍

今後の取組の方向性

「性別等に関わらず 誰もが尊重され 活躍できる」

- (取組の柱1) 多様な生き方を選択できる意識の形成
 (取組の柱2) 人権尊重と安全安心な暮らし
 (取組の柱3) あらゆる場面における多様な人材の活躍

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

盛岡市男女共同参画推進条例及び第2章で整理した男女共同参画推進における現状と課題などを踏まえ、この計画の推進により目指す姿を次のとおりとします。

性別等に関わらず誰もが尊重され 活躍できるまち盛岡の実現

- 多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等*に関わらず、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を決意した、盛岡市男女共同参画推進条例の前文を基に定めるものです。
- また、「その人らしい」個性と能力の十分な発揮という概念を、「活躍」という言葉を用いて表現することとします。

2 基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条より）

この「目指す姿」を実現するため、盛岡市男女共同参画推進条例（第3条）で定める5つの「基本理念」を引用し、本計画における基本目標や施策の方向性を定める際の前提とします。

(1) 人権尊重

誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。

(2) 多様な生き方の選択

誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

(3) 活動方針等決定過程への機会の確保

誰もが、性別等にかかわりなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もが、性別等にかかわりなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

(5) 性と生殖に関する理解と尊重

誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

* 性別等…性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）、性自認（自己の性別についての認識）等

3 基本目標と施策の方向性

基本理念や市の男女共同参画の現状と課題等を踏まえ、この計画の基本目標と施策の方向性を次のとおり設定します。

基本目標	
1	性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成

(施策1) 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

(施策2) 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

(施策3) 男女共同参画を推進する人材育成

計画の目指す姿の実現のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固有的に捉える意識の解消を進めながら、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。

のことから、本計画の第一に「意識の形成」を掲げ、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の形成」を目標とします。

基本目標	
2-1	人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし

(施策1) 性の多様性の理解と支援

(施策2) 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援

(施策3) 男女共同参画視点での災害対応

(施策4) 性別等による人権侵害の防止

基本目標 2-2	第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画
	盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画

基本目標 2-2	人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶
	～困難や不安を抱える方への支援

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号） 第2条の3第3項に基づく市町村基本計画)

(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第3項に基づく市町村基本計画)

(施策1) DV防止に向けた啓発・教育の推進

(施策2) 困難や不安を抱える女性への支援

(施策3) 相談及び被害者支援体制の充実

(施策4) 被害者の自立支援

性別や性的指向、性自認等に関わりなく、誰もが尊重され、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができる環境づくりは、「目指す姿」を実現するための基盤となる取組であることから、

➢性の多様性の理解と支援、性と生殖に関する理解と尊重、平常時の課題が顕著に現れやすいとされる、災害における男女共同参画視点での取組を行います。

➢個人の人格と尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の形成を阻害する、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性別等に起因するハラスメントや暴力などの、「性別等による人権侵害」の解消に向けた取組を進めていきます。

➢困難や不安を抱える方が、見落とされることなく、本人の意思が尊重されながら適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携のもと包括的な支援に取り組んでいきます。

基本目標 3-1	あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍
-------------	---

(施策1) 行政や政治の場における男女共同参画の推進

(施策2) 地域活動における男女共同参画の推進

(施策3) 家庭における男女共同参画の推進

基本目標 3-2	盛岡市女性活躍推進計画
	あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場における活躍 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく推進計画)

(施策1) 働く場における女性の活躍推進

(施策2) 男性の家庭や地域における活躍推進

(施策3) ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

社会のあらゆる場面における多様な人材の活躍は、一人一人の豊かで多様な生き方の選択を可能とするだけでなく、市民ニーズの多様化、その他の社会情勢の変化に対応するため必要であるほか、性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保することや、人口減少・少子高齢化が加速する将来においても、豊かで活力あふれる持続可能な社会をつくるために必要な取組です。

このことから、一人一人が個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりを促進するため、
➤市民生活に密着した行政や政治、地域活動や家庭における男女共同参画の推進
➤働く場面における女性の活躍推進、男性の家庭地域活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組を進めます。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 体系図

＜計画の位置付け＞ 1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び盛岡市男女共同参画推進条例（令和元年条例第8号）第9条に基づく市町村男女共同参画計画、盛岡市総合計画（7人権尊重・男女共同参画の推進）の個別計画
 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（●基本目標2-2）
 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第6条第3項に基づく市町村基本計画（◆基本目標2-2）
 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく市町村推進計画（■基本目標3-2）

＜計画期間＞ 令和2年度から令和11年度（10年間） >計画の見直し：令和6年度（計画期間中間年・市総合計画との整合性）、令和7年度（10年間の時限立法である女性活躍推進法終了年度）

＜凡例＞
 ●…配偶者暴力防止法に基づく市基本計画
 ◆…困難な問題を抱える女性に関する法律に基づく市基本計画
 ■…女性活躍推進法に基づく市推進計画
 *…該当機関者、事業者向け支援各款

目指す姿

性別等に関わらず誰もが尊重され 活躍できるまち盛岡の実現

基本理念（実現より）

①人権尊重 ②多様な生き方の選択 ③活動方針等決定過程への機会の確保 ④ワーク・ライフ・バランスの実現 ⑤性と生殖に関する理解と尊重

基本目標1

性別等に関わらず 多様な生き方を選択できる 意識の形成

【成果指標】
市まちづくり評価アンケート「男女共同参画社会の推進や人権問題への取組についての重要度」
(現状) R5 : 76.4% → R11 : 85%

基本目標2

人権尊重と安全安心な暮らしの実現

2-1 多様性の尊重と安心な暮らし

【成果指標】
人権相談件数（女性相談、若者相談）
(現状) R5 : 12,055件 → R11 : 13,425件

第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画 盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画

2-2(●◆) 配偶者等からの暴力の根絶 困難や不安を抱える方への支援

【成果指標】
DV新規相談件数
(現状) R5 : 156件 → R11 : 204件

基本目標3

あらゆる場面における多様な人材の活躍

3-1 地域社会や家庭における活躍

【成果指標】
市議会等女性登用率（男女議員の均衡）
(現状) R5 : 29.3% → R11 : 40%

盛岡市女性活躍推進計画

3-2(■) 働く場における活躍

【成果指標】
市内の女性活躍推進等認定事業所
(現状) R5 : 20事業所 → R11 : 44事業所

施策の方向性

- 1 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進
- 2 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- 3 男女共同参画を推進する人材育成

- 1 性の多様性の理解と支援
- 2 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- 3 男女共同参画視点での災害対応
- 4 性別等による人権侵害の防止

- 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進
- 2 困難や不安を抱える女性への支援
- 3 相談及び被害者支援体制の充実
- 4 被害者の自立支援

- 1 行政や政治の場における男女共同参画の推進
- 2 地域における男女共同参画の推進
- 3 家庭における男女共同参画の推進

- 1 働く場における女性の活躍推進
- 2 男性の家庭や地域における活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

主な事業（「A'強化する取組」「B検討事業」「C継続事業」に区分）

*…特に教育関係者・事業者向け支援事業（条例の義務実現に向けた取組）

A'児童生徒向け男女共同参画前講座
B 男女共同参画拠点施設の機能充実
B*教育関係者向け男女共同参画推進研修
B 淀路選択のための保護者等向け事業
C 男女共同参画に関する広報と情報提供
C 男女共同参画意識形成のための教育・学習の推進（学校教育等）
C 男女共同参画に関する講座・講演会等
C 学習機会の充実（もじおか女性センター、社会教育施設等）
C キャリア教育の推進
C *性別で分けない名簿の導入と普及
C 男女共同参画人材育成講座
C 男女共同参画団体の育成
C 男女共同参画人材育成講座受講後の活躍機会の創出
C 推進月間における重点的な啓発活動
C 男女共同参画関連資料の収集と提供

外 全15事業

A' 生活上の不便の解消に向けた環境づくり
A' 性と生殖に関する理解の促進に向けた啓発活動
A' 思春期保健教育の充実
A' 産後ケア事業の充実
A' 男女共同参画視点の防災講座や意識啓発
A' 性別等による人権侵害に関する相談体制の充実
B 「LGBTフレンドリー企業」登録制度創設
B 自主防災組織と防災リーダーの連携充実
C 妊産婦健康診査や保健指導、妊娠婦医療費給付等の母子保健の充実
C *性の多様性の理解に向けた啓発
C 同性パートナーシップ制度の充実
C 人権尊重の理念に基づいた教育の推進
C 性別等による人権侵害の禁止に関する意識啓発

外 全24事業

A' 支援対象者の早期把握
A' 居場所の提供
A' アフターケア
A' 民間団体等との連携・協働
A' メール相談・男性相談の実施
A' 相談体制の充実
A' 関係機関との連携の強化
B 生活の場を共にすることによる支援
B 外国人DV被害者の支援
B 男性被害者の支援
B ワンストップサービスの構築
B 生活支援サポートの育成
B 加害者更生を含む加害者対応に対する取組
C 盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営
C 被害者を支援する体制づくり
C 若年層向け人権教育前講座の実施
C 性犯罪・性暴力・若年層を対象にした性的な暴力等の予防啓発と支援

外 全24事業

A' 政治分野の男女共同参画推進啓発
（意義や必要性の講座や啓発活動等）
A' 市議会等の男女の委員数均衡の取組
A' 子ども・子育て支援の充実
A' ひきこもり家庭の自立促進に向けた支援
B 市の議会等におけるオータマ制の調査・研究
C 女性人材リストの整備と活用
C 市職員における男女共同参画の推進に配慮した研修
C 市職員における性別等に問わらない採用・能力開発・役職への登用
C 地域における男女共同参画学習機会の提供
C 町内会・自治会・PTA等の地域活動における男女共同参画の推進
C 家庭における男女共同参画意識醸成の取組

外 全13事業

A' * 女性の参画が少ない分野の活躍推進
A' * 関係機関との連携
A' * 男性の育児休業等取得促進のための機運醸成
C 女性の起業支援
C 女性の就職・再就職支援
C * 働く女性向けの人材育成（キャリアアップ・両立支援）
C * 事業所への啓発と取組支援
C 男性の家事・子育て・介護参画に関するスキルアップ講座等の開催
C 男性の家庭・地域参画のための啓発活動
C * 誰もが活躍できる職場づくりの推進に向けた事業者への啓発と支援
C 無意識の偏見の解消や性別等によるハラスメント防止の意識啓発
C * 経営者・管理職向けの多様な人材を活かすマネジメント支援

外 全19事業

盛岡市男女共同参画推進条例と第3次盛岡市男女共同参画推進計画の対応表																			
(凡例) ●…特に関連がある取組 ○…関連がある取組	第3次盛岡市男女共同参画推進計画																		計画 推進 体制 (5回)
	基本目標1 性別等に関わらず 多様な生き方を選択できる意識の形成			基本目標2 人権尊重と安全・安心な暮らしの実現								基本目標3 あらゆる場面における多様な人材の活躍							
				2-1 多様性の尊重と安心な暮らし				2-2 配偶者等からの暴力の根絶 困難や不安を抱える方への支援 (第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画) (盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画)				3-1 地域や家庭における活躍 (盛岡市女性活躍推進計画)				3-2 働く場における活躍 (盛岡市女性活躍推進計画)			
	【施策1】 男女共同参画の 関心と理解を深 める啓発活動の 推進	【施策2】 多様な生き方の 選択を可能とす る学びの充実	【施策3】 男女共同参画を 推進する人材育 成	【施策1】 性の多様性の 理解と支援	【施策2】 性と生殖に関する 理解と生涯に 渡る健康支援	【施策3】 男女共同参画 視点での災害対 応	【施策4】 性別等による 人権侵害の防止 推進	【施策1】 DV防止に向け た啓発・教育の 推進	【施策2】 困難や不安を抱 える女性への支 援	【施策3】 相談及び被害者 の支援体制の充実	【施策4】 被験者の 自立支援	【施策1】 行政や政治の場 における男女共 同参画の推進	【施策2】 地域活動におけ る男女共同参画 の推進	【施策3】 家庭における男 女共同参画の推 進	【施策1】 働く場における 女性の活躍推進	【施策2】 男性の家庭や地 域の実現による誰 もが活躍できる職場 環境の整備			
盛岡市男女共同参画推進条例																			
第1章 総則																			
第1条 目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第2条 定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第3条 基本理念																			
(1) 人権の尊重	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○		
(2) 多様な生き方の選択	●	●	●	○	○	○						○	○	○	●	●	●		
(3) 活動方針立案等への参画機会の確保	●	○	●	○	●	●						●	●	○	○	○	○		
(4) ワーク・ライフ・バランスの実現	●	○	○									○	○	○	●	●	●		
(5) 性と生殖に関する理解と尊重	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○								
第4条 市の責務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第5条 市民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第6条 事業者の責務	○														●	●	●		
第7条 教育関係者の責務	○	●	●	●	●	●						○	○	○					
第8条 禁止事項等	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○						○			
第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制																			
第9条 推進計画																		●	
第10条 實施状況の公表																		●	
第11条 推進体制の整備																		●	
第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等																			
第12条 情報の収集及び提供	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第13条 施策の策定等に当たっての配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
第14条 拠点施設	●	●	●							●	●	●	●	○	○	○		●	
第15条 啓発活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第16条 教育及び学習の振興等	○	●	●	●	●	●	●	●	●					○	○	○	○		
第17条 市民等の自発的な活動を推進するための措置	○	○	●																
第18条 極めて改善措置				○		○								●		●	●		
第19条 災害対応	○	○	○			●													
第20条 支援措置					●			●	○	●	●	●	●						
第21条 相談申出への対応					●	○	○	●	○	●	●	●	●					●	
第22条 苦情申出への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
第4章 審議会（第23条～第30条）																		●	
第5章 総則（第31条）																		●	

第4章 施策の展開

第3章で示した計画の体系に基づき、基本目標ごとに次ページ以降に掲げる内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

また、本章における共通の記載事項を次のとおりとします。

1 成果指標・参考指標

本計画の進捗管理に用いる指標は次のとおりとします。

(1) 成果指標

計画期間中に達成を目指す数値目標として「成果指標」を設定します。

計画期間の見直し年度である令和6年度に達成度を検証し、社会情勢の変化や、困難を抱える方を支援につなぐことの重要性等を勘案し、目標値や方向性を見直しました。

(2) 参考指標

現状を把握するための指標として「参考指標」を設定します。

2 主な取組・事業の分類

本計画に掲載する取組は、令和6年度の中間見直しに伴い、これまでの分類を見直し、新たに3つの分類を設定することで、より効果的で実効性がある施策展開を図ります。

なお、当初計画策定時に設定した「A 新たに実施する取組・事業」については令和2年度から令和6年度までの推進期間内に概ね計画通り実施されたことから、中間見直しにより、「A' 強化する取組・事業」または「C 継続する取組・事業」に分類しています。

A 新たに実施する取組・事業 ⇒ 該当なし

A' 強化する取組・事業

本市の男女共同参画推進に一定の効果を創出し、継続が必要とされる取組のうち、近年の社会の関心の高まりや市民のニーズから、今後特に強化していく取組。

B 今後検討する取組・事業

高い事業効果が認められるものの、現時点では課題が多く、実施に向けて、調査や多様な実施主体との協議が必要な取組であり、計画期間中の実施を目指して検討を進める取組。

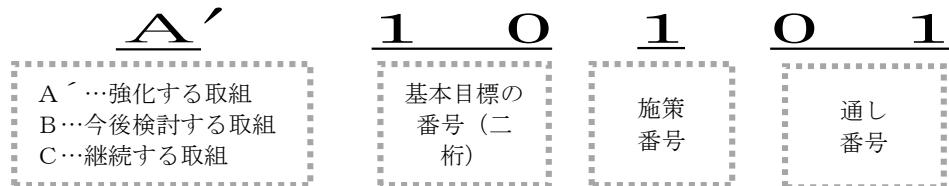
C 継続する取組・事業

本市の男女共同参画推進に一定の効果を創出し、継続が必要とされる取組。

3 取組No.

取組の進捗管理のため、次のように番号（No.）を割り振ります。

(例) 基本目標 1、施策 1、新たに実施する事業、1番目の取組



※計画見直しに伴い取組No.が変更されている場合は、新番号の下部に見直し以前の旧番号を記載しています。

基本目標 1	性別等に関わらず多様な生き方を選択できる 意識の形成
------------------	---------------------------------------

○目指す姿である「性別等に関わらず、誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現」のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。

○このことから、本計画における目標の第一に、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」を掲げ、依然として残る、性別等に関する固定的な役割分担意識や、価値観、慣習、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）等の解消、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実、取組を牽引する人材の育成を進め、意識と行動の変革を図っていきます。

■施策の方向性

【施策1】男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

【施策2】多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

【施策3】男女共同参画を推進する人材育成

■成果指標

項目	計画策定期 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目指す 方向
男女共同参画社会の推進や人権問題への取組についての重要度 (市まちづくり評価アンケート)	51%	76.4%	85%	↑

■参考指標

項目	計画策定期 (H30)	現状値 (R5)	単位	目指す 方向	把握方法
社会で男女平等と思う人の割合	7.2	(*1) 7.2	%	↑	市民意識調査等
推進月間における事業への参加者数	290	490	人	↑	庁内調査
男女共同参画に関連した講座・イベントへの受講人数	4,600	4,991	人	↑	庁内調査
市民団体支援事業への申請団体数	3	4	団体	↑	庁内調査
市民団体支援事業への参加者数	107	100	人	↑	庁内調査
男女共同参画サポーター認定者数(累計)	130	222	人	↑	庁内調査

(*1)は平成30年数値

【施策1】男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

人々の意識の中に形成された、性別等に基づく固定的な役割分担意識や偏見等を解消し、多様な生き方を選択できる意識を形成するためには、男女共同参画に関する意義や重要性に対する関心と理解を深めることが重要です。

このため、毎年、市が定める推進月間などにおける男女共同参画に関する啓発事業や、情報の収集と発信など、意識醸成のための啓発活動を積極的に展開します。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 10101	児童生徒向け男女共同参画出前講座の開催 小・中学校などにおける男女共同参画に関する出前講座を実施します。	市民部 教育委員会
B 10102		

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 10101	男女共同参画拠点施設（もりおか女性センター）の機能充実 男女共同参画推進における課題の多様化・増大化に対応するため、施設名の変更などを含め、拠点施設としての機能の充実の方策を検討します。	市民部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10101	推進月間における重点的な啓発活動 「男女共同参画社会基本法」の公布、施行日である平成11年6月23日にあわせ、毎年6月に開催される国「男女共同参画週間」と連動した啓発イベントを実施します。	市民部
C 10102	男女共同参画に関する広報と情報提供 男女共同参画情報紙の発行やホームページなど多様な媒体により、市民へ男女共同参画意識形成に有益な取組の情報提供を行います。	市民部
C 10103	男女共同参画関連資料の収集と提供 男女共同参画意識の形成に資する図書等の収集と貸出を行うとともに、地域の状況を客観的に把握するため、性別等に関する統計資料の作成と公表や提供を行います。	市民部

【施策2】多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

性別等に関わらず誰もが互いを尊重し合うことや、人生100年時代において、誰もがいくつになっても、性別等の慣習や固定観念、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）等にとらわれず、自らの生き方について多様な選択を可能とするためには、男女共同参画に関する教育・学習の充実が必要です。

このため、市民や事業者、教育関係者向けの教育、講座や講演会など、男女共同参画に関する学習機会を提供し、多くの方に参加を呼びかけます。また、若年層における教育が男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、発達段階に応じた男女共同参画教育を推進します。

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 10201	教育関係者向け男女共同参画推進研修の開催 児童生徒等が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、自分自身の働き方や暮らし方を考えられるよう、指導的立場にある教員に向けた研修の開催を検討します。	市民部 教育委員会
B 10202	進路選択のための保護者等向け事業への取組 児童・生徒の保護者が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な職業について知るための取組を検討します。	市民部 教育委員会 商工労働部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10201	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進 学校教育において男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を実施するなど、理解の促進と意識の形成を図ります。	市民部 教育委員会
C 10202	男女共同参画に関する講座・講演会等の学習機会の充実 男女共同参画拠点施設「もりおか女性センター」を中心に、市民のニーズや社会情勢の変化等を踏まえた講座や講演会等を実施します。また、社会教育施設等において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、多様な生き方の選択に資する講座等を実施します。	市民部 教育委員会
C 10203	キャリア教育の推進 次世代を担う若者が、固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校現場等において適切な指導を行います。	商工労働部 教育委員会
C 10204	性別で分けない名簿の導入と普及 出席簿・学級名簿など主に学校などで使用される名簿について、「性別で分けない名簿」の導入や普及を進めます。	市民部 教育委員会

【施策3】男女共同参画を推進する人材育成

家庭や地域、学校、職場などのあらゆる場面において男女共同参画を推進するためには、男女共同参画に興味や関心を持ち、その意義や重要性を理解するとともに、周囲を巻き込みながら課題解決のために率先して取り組む人材をより多く育成することが肝要です。

このため、人材育成のための講座や講演会の実施や、県で実施する人材育成事業との連携、市民の自発的な活動を促進するための情報提供や活動場所の提供などを通じ、様々な分野で男女共同参画の取組を牽引できる人材の育成を促進します。

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10301	男女共同参画人材育成講座等の実施 もりおか女性センターを核とし、様々な分野で男女共同参画を推進できる人材を育成するための講座や講演会等を実施します。	市民部
C 10302	県男女共同参画サポーター養成講座等との連携 県が実施する男女共同参画サポーター養成講座等への事業協力と、サポーター認定後の活動のための情報提供などを実施します。	市民部
C 10303	男女共同参画団体の育成 市民等の自発的な活動を促進するため、男女共同参画団体の育成を行い、もりおか女性センターにおける活動場所の提供や助言、情報提供、市民団体支援事業等による事業費助成等の支援を行います。	市民部
C 10304 A 10301	男女共同参画人材育成講座受講後の活躍機会の創出 人材育成講座等修了後の活躍支援のため、活動機会の情報提供や、自主グループ立ち上げの支援など、学びの成果を地域での活動に還元できる機会の創出に取り組みます。	市民部 教育委員会

基本目標 2-1	人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～多様性の尊重と安心な暮らし
--------------------	--

- 性別や性的指向、性自認等に関わらず誰もが尊重され、人権が守られる社会を目指すことや、身体的な違いを十分に配慮しあい、妊娠や出産など性と生殖に関する健康と権利について個人の意思が尊重され、生涯を通じ心と体の健康を享受できるようにすることは、性別等に関わらず誰もが尊重され、活躍できる男女共同参画社会の実現にあたり、基盤となる理念です。
- また災害時においては、平常時におけるこれらの課題が顕著になることが指摘されており、性別等により災害から受ける影響に違いが生じることに配慮した防災の取組や、災害時の困難を最小限にする取組が求められています。
- のことから、性の多様性の理解と支援、性と生殖に関する理解の促進と生涯に渡る健康支援、男女共同参画視点での災害対応、性別等による人権侵害の防止の取組を実施します。

■施策の方向性

- 【施策1】性の多様性の理解と支援
- 【施策2】性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- 【施策3】男女共同参画視点での災害対応
- 【施策4】性別等による人権侵害の防止

■成果指標

項目	計画策定期 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目指す 方向
人権相談件数（女性センター女性相談、こども家庭センター児童家庭相談・女性相談）	8,950 件	12,055 件	13,425 件	↑

■参考指標

項目	計画策定期 (H30)	現状値 (R5)	単位	目指す 方向	把握方法
性の多様性に関する啓発事業への参加人数	80	829	人	↑	府内調査
性の多様性に関する職員研修への参加人数	0	85	人	↑	府内調査
妊婦健康診査受診率	99.1	98.8	%	↑	府内調査
特定健診・成人検診受診者数	104,406	99,717	人	↑	府内調査
男女共同参画視点の防災講座の修了者数（累計）	58	135	人	↑	府内調査

【施策1】性の多様性の理解と支援

近年、社会全体で多様性を尊重し、性的マイノリティ（LGBTの人々）への理解と支援の動きが加速している一方で、多様な性のあり方への無理解などから、性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見により、当事者は生きづらさを抱え、社会生活で困難な状況に置かれている場合が多いといわれています。特に自殺未遂などの割合が高いことなども指摘されており、人権尊重の観点から、性的マイノリティの人々が直面しがちな困難や支援のニーズを知り、社会全体で解決するべき問題として、各自が取り組み、支えあうことへの意識の醸成が大切です。

このことから、性の多様性についての关心と理解を深め、偏見や差別等を解消するための啓発や講座等を通して、理解と支援に向けた意識を醸成するとともに、当事者が直面している生活上の困難や、不便の解消に向けた環境づくりを進めていきます。

※本計画では、「LGBT」を「LGBTを含む性的マイノリティの総称」として使用します。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A'	生活上の不便の解消に向けた環境づくり	
21101	性的マイノリティの人々が抱える困難やニーズを把握しながら、多目的トイレ等の誰もが利用しやすい設備の普及啓発や、市申請書等の不要な性別記載欄の削除、利用できる公共サービスの拡充・周知など、生活上の不便を解消するための取組を行います。	市民部 (全庁)
A 21103		

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B	「LGBTフレンドリー企業」登録制度の創設	
21101	性的マイノリティの人々に対する理解と支援の取組を行っている企業を、「LGBTフレンドリー企業」として登録し、ホームページなどで公開する制度の創設を検討します。	市民部
B 21103		

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21101	人権尊重の理念に基づいた教育の推進 性的マイノリティの人々に対する偏見や差別解消を含め、性別等に関するわらず個人として尊重されるよう、学校教育や家庭教育、公民館等の社会教育の場を通じ、人権を尊重する意識の醸成に向けた教育を行います。	市民部 教育委員会
C 21102 A 21101	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等の実施 各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。 また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を実施します。	市民部 教育委員会
C 21103 A 21102	市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施 行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を実施します。	総務部 市民部 教育委員会
C 21104 B 21101	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の充実 同性カップルや事実婚カップル等に対し、婚姻関係に相当することを公的に証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知とサービスの充実を図ります。	市民部
C 21105 B 21102	LGBT相談の実施 性的マイノリティの人々が抱える悩みや不安、問題等について、当事者やその家族、友人からの相談体制を整備します。	市民部

【施策2】性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期とライフステージごとに大きく変化するほか、男性と比較して平均寿命と健康寿命の差が大きく、相対的に介護を必要とする人が多い傾向があります。また、男性においては、肥満者の割合や喫煙・飲酒する割合が高いほか、悩みや困りごとを相談しにくいなど、精神面で孤立しやすい傾向があるといわれており、経済・生活問題や勤務問題などを背景に、盛岡市では自殺死亡者の7割が男性であるなどの問題があります。

こうした実態を改善し、性別等に関わらず、誰もが生涯にわたって安全かつ健康な生活を送るため、妊娠・出産時の健康支援や、身体的な違いに応じた健康支援、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A'	性と生殖に関する理解の促進に向けた啓発活動 性別による身体的な違いに関することや、生涯を通じて異なる健康上の課題に直面することなどについて理解を深め、妊娠や出産等の性と生殖に関する個人の意思を尊重しあうことの啓発や理解促進のための取組を行います。	市民部 子ども未来部
A'	思春期保健教育の充実 若年層に向けて、幼児とのふれあい体験の実施のほか、望まない妊娠や性感染症、SNSを通じた性暴力被害やデートDVなどを予防する学習などを通じ、性と生命を尊重する学びの機会を提供します。学校においては、思春期における体の成熟や性的な発達、それに伴う適切な行動などについての教育を行います。	市民部 保健福祉部 子ども未来部 教育委員会
A'	産後ケア事業の拡充 産後ケアを必要とする産婦等に対して、助産師が医療機関（デイサービス型）や自宅（訪問型）において、保健指導、授乳指導、心理的ケアや育児に関する指導や支援を行うとともに、産後ケアの充実のためにデイサービス型の受け入れ体制の拡充や宿泊型の実施に向けて関係機関等と協議を重ねていきます。	子ども未来部
C	妊娠婦健康診査や保健指導、妊娠婦医療費給付等の母子保健の充実 妊娠・出産・産後における健康診査を通して、身体的・精神的状況を把握し、母体や乳幼児の発育、妊娠・出産期の健康管理の支援を行うとともに、妊娠婦に対する医療費給付等を行います。	市民部 子ども未来部
C	妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実 こども家庭センター（妊娠子育て担当）において、保健師等の専門職が、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援を行います。	子ども未来部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21203 C 21205	特定健診・成人検診等の実施 生活習慣病等の発症や重症化の予防、健康寿命の延伸のため、特定健診（メタボリックシンドロームの改善）や成人検診（女性健康診査・がん検診等）の実施など、ライフステージに合わせた検診を実施します。	市民部 保健福祉部
C 21204 C 21206	健康増進に向けた自己管理の啓発 運動、食事、禁煙など、健康を維持・増進するための自己管理について、各種健康教室や健康相談、イベント等を通して周知・啓発します。	保健福祉部
C 21205 C 21207	こころの健康に関する周知啓発と相談や支援体制の充実 性別等や対象に応じた相談窓口の周知と、必要な支援・見守りのためのゲートキーパー・心のサポーターの養成により、包括的な相談支援を行います。	保健福祉部

【施策3】男女共同参画視点での災害対応

災害時においては、平常時における社会の課題が顕著になりやすいことが指摘されているため、避難生活を少しでも安全・安心なものにする取組や、災害から受ける不安や困難が性別等により違いがあることへの配慮など、災害対応（予防、応急、復旧・復興）の各場面において、男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められています。

このことから、講座や発行物により、男女共同参画視点での災害対応についての意識啓発を行うほか、男女共同参画視点を持ちながら地域防災で活躍できる人材の育成に取り組み、災害に直面しても、性別等に関わらず誰もが災害時の困難を最小限にするための取組を実施します。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A'	男女共同参画視点の防災講座や意識啓発の実施	総務部 市民部
21301	地域に向けた、男女共同参画視点での防災出前講座やパンフレットの配布等を通じ、実際に行う防災訓練や避難所運営訓練で、女性や性的マイノリティなどの視点を取り入れた訓練ができるよう、啓発活動や情報提供を実施します。	
C		
21301		

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B	自主防災組織と防災リーダーの連携の充実	総務部 市民部
21301	男女共同参画視点を持ちながら災害対応に取り組む防災リーダー等が、地域の自主防災組織等と連携し、広く活動できる方策（活動できる機会の創出等）を検討します。	

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C	男女共同参画視点で災害対応に取り組む人材の育成	総務部 市民部
21301	自主防災組織や町内会などの地域コミュニティにおいて、男女共同参画視点で災害対応ができる防災リーダーやサポーター等を養成します。	
C	災害対応における意思決定過程の場への女性の参画拡大に向けた意識啓発	総務部 市民部
21302		
C		
21303	地域における多様な生活者の視点を反映した防災対策の実施により、災害時の困難を最小限にし、地域の防災力の向上を図るため、防災会議や避難所等運営における男女の構成比を配慮するなど、災害対応における意思決定過程の場において、女性の参画が拡大するよう、意識を啓発します。	

【施策4】性別等による人権侵害の防止

セクシュアル・ハラスメントなどの性別等に関連するハラスメントや、DVなどの暴力、性別等を理由とした差別的取扱などの「性別等による人権侵害」は、個人の人格と尊厳を傷つけるほか、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、社会全体でその解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。また、被害・加害は性別等に関わりなく起こりうることにも留意する必要があります。

そのため、日常生活において、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのかについて、市民や事業所等に向けた啓発活動や、子どもの頃からの人権教育を行うほか、性別等による人権侵害に対する相談について、関係機関と連携しながら適切に対応していきます。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A'	性別等による人権侵害に関する相談体制の充実	総務部
21401	性別等による人権侵害に対する相談窓口の周知や啓発を行うほか、配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、性犯罪・性暴力被害者支援はまなすサポートセンター、國の人権擁護機関や総合労働相談などの関係機関と連携しながら、相談者の問題解決に向けた支援を行います。	市民部
C		子ども未来部
21403		商工労働部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C	性別等による人権侵害防止のための出前講座の実施	市民部
21401	市民や事業者向けに、性別等による人権侵害の防止に向けた出前講座を行います。	
C	情報モラル教育・出前講座等の実施	子ども未来部
21402	スマートフォン等の普及によるいじめや犯罪、青少年を取り巻く有害環境浄化に向けて、情報モラル教育や出前講座を実施します。	教育委員会
C	性別等による人権侵害の禁止に関する意識啓発	市民部
21403	市民や事業者向けに、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのか、などの具体事例の啓発や相談先についての情報提供などを行います。	
A		
21401		
C	発行物をはじめとする情報発信に際する表現への配慮の周知啓発	市民部
21404	性別等による人権侵害にあたる表現または固定的な役割分担を反映させた表現等を行わないよう、具体的な事例をあげながら広く周知啓発を行います。	
A		
21402		

基本目標 2-2	第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画 盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画 人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～配偶者等からの暴力の根絶 ～困難や不安を抱える方への支援
---------------------------	--

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3
第3項に基づく市町村基本計画)

(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第3項に基づく市町村基本計画)

○配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、重大な人権侵害であり、これまで本市においては、配偶者暴力相談支援センターを中心に、県内におけるDV相談の約5割を占める年間900件近い相談対応や支援を実施してきました。

○近年では、全国・県・市とも相談件数が高めに推移しているほか、福祉・警察・司法など複数の相談・支援機関が集中する本市には、盛岡市以外の盛岡広域7市町などに在住する人からも、広く相談が寄せられる傾向があります。

○また、コロナ禍において、生活困窮、性被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化した問題が顕在化したことから、新たな女性支援強化が喫緊の課題となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性^(*)1)への支援に関する法律」が制定されました。今後は、法の理念に則り、一人一人の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供していきます。

○DV被害や性被害を始め、これらの問題は女性に限定されたものではなく、男性や性的マイノリティ等、性別等に関わらず被害者にも加害者にもなり得るものです。困難や不安を抱えるすべての方が相談しやすい体制の整備と、暴力の根絶や人権尊重のための教育や予防啓発活動の拡充に取り組みます。

(*)1) 法律において、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

■施策の方向性

- 【施策1】DV防止に向けた啓発・教育の推進
- 【施策2】困難や不安を抱える女性への支援
- 【施策3】相談及び被害者支援体制の充実
- 【施策4】被害者の自立支援

■成果指標

項目	計画策定期 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目指す 方向
DV新規相談件数(女性センター・こども家庭センター) (庁内調査)	204件	156件	204件	↑

■参考指標

項目	計画策定期 (H30)	現状値 (R5)	単位	目指す 方向	把握方法
人権出前講座受講者数	1,053	781	人	↑	庁内調査
「女性に対する暴力をなくす運動」への参加人数	1,701	1,805	人	↑	庁内調査
市職員DV研修受講者数	99	53	人	↑	庁内調査
DV相談件数(女性センター・こども家庭センター)	1,821	1,145	件	↑	庁内調査
DV予防啓発のための学生リーダー数	19	10	人	↑	庁内調査
盛岡広域7市町居住者からの相談件数	138	108	件	→	庁内調査
まるごとよりそいネットワークもりおか相談件数	—	335	件	↑	庁内調査

【施策1】DV防止に向けた啓発・教育の推進

自分の経験がDV被害であったことへの気付きや、加害者や被害者を生まないための予防、子どもの前で配偶者等に暴力を振るうことは児童虐待にあたることの認識など、暴力の予防と根絶のためには、教育や啓発活動の拡充が必要です。

このため、DVの理解促進や相談窓口の周知を図る中で、児童虐待の取組と併せ、集中取組期間を中心に啓発活動を推進するほか、人権出前講座などの教育・学習機会を積極的に提供します。

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22101	国の「女性に対する暴力をなくす運動」に呼応した啓発活動の実施 11月に実施する国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、児童虐待防止との取組も併せ、市内各所で啓発活動やイベントを実施するなど、広く市民の意識啓発のための活動を実施します。	市民部 子ども未来部
C 22102	広報誌、情報紙、ホームページ等を活用した啓発 DVに関する情報発信を定期的に行い、関心と理解を深め、暴力を容認しない社会づくりのため、継続して意識の醸成を図ります。	市民部 子ども未来部
C 22103	地域へ向けた学習機会の提供 DVの加害者、被害者及び傍観者にならない意識づくりのため、DV予防啓発のための出前講座等を実施します。	市民部
C 22104	若年層向け人権出前講座の実施 中学校・高校・大学等において、デートDVを含む人権教育に関する出前講座を実施します。	市民部 教育委員会
C 22105	学生リーダーの養成 若年層に向け、よりよい人間関係の築き方などの人権意識を醸成するとともに、同年代向けに効果的な啓発活動を行うため、大学生や専門学校生等の学生リーダーを養成します。	市民部
C 22106	子育て世代へ向けた周知啓発 子育て教室や子どもの定期健診時に啓発活動を行います。	市民部 子ども未来部
A 22101		

【施策2】困難や不安を抱える女性への支援

令和4年に公布され、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び令和5年3月公示の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(厚生労働省告示第111号。以下「困難女性支援基本方針」という。)には、支援を必要とする女性^(*1)が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じ、適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立^(*2)して暮らせる社会の実現に寄与することが求められています。

~~支援を必要とする対象者の早期把握から生活再建後のアフターケアまで、必要な支援は多岐にわたることから、行政や民間団体等が連携を図り、互いの得意分野を生かし補完し合いながら、対象者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな、寄り添いつながり続ける支援を実施します。~~

~~このことから、支援を必要とする対象者の早期把握から生活再建後のアフターケアまで、中長期的に必要な支援の周知・情報提供を行うとともに、行政や民間団体等が連携を図り、互いの得意分野を生かし補完し合いながら、対象者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな、寄り添いつながり続ける支援を実施します。~~

(*1) 法において、支援の対象者は、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、また、現に困難を抱えている女性のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある女性を含みます。(性自認が女性であるトランスジェンダーの者についても、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、可能な支援を検討することが望ましいとされています。)

(*2) 自立とは、経済的な自立のみを指すものではなく、対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含みます。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 22201	支援体制の充実と周知啓発 包括的な支援体制の充実を図り、相談窓口や活用できる取組の周知を行います。また、市民に対し、困難の背景や女性支援施策など、女性の人権意識の醸成のための教育・啓発、広報等を行います。	全庁
A' 22202	支援対象者の早期把握 アウトリーチや巡回声かけ、子ども食堂等を通じた見守り、出前相談、SNS等の手段を活用し、支援を必要としながらも相談に繋がりにくい対象者を見つけ出し、適切な支援に繋げます。	市民部 保健福祉部 子ども未来部 教育委員会
A' 22203	居場所の提供 気軽に立ち寄り、他の利用者や支援者と安心して話したり交流したりすることができる場を提供することで、困難を抱えた方が相談につながりやすい環境を創出します。	市民部 保健福祉部 子ども未来部
A' 22204	母子生活支援施設での自立支援 様々な事情を抱える母子家庭又はそれに準ずる家庭の母子を母子生活支援施設「盛岡市立かつら荘」において保護し、自立の促進のためにその生活を支援するとともに、退所した方について相談その他 の援助を行います。	子ども未来部
A' 22205	アフターケア 相談支援を経て自立生活に移行した後も、地域や社会から孤立したり、支援が途切れたりすることなく、必要なケアを受けられるよう、定期的な声かけや関係機関との情報交換を継続します。	市民部 保健福祉部 子ども未来部
A' 22206	民間団体等との連携・協働 行政と異なる知見や経験、支援技術を持つ民間団体等と協働し、互いの強みを生かし補完し合いながら、支援調整会議等を活用し、一人一人に寄り添った包括的な支援を実施します。	全庁

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22201	生活の場を共にすることによる支援 一時保護等の後に、シェアハウスなど、安全かつ安心できる環境下で、被害から心身の健康を回復し、その人らしい日常生活を取り戻せるまで継続してサポートを受けられるような、中長期的な伴走型支援体制の構築を検討します。	市民部 保健福祉部 子ども未来部

【施策3】相談及び被害者支援体制の充実

D Vや性犯罪等の被害者は女性だけに限らず、近年、男性や性的マイノリティの被害者等も認識されつつあります。性別や国籍等を問わず、様々な困難や不安を抱える方のニーズをしっかりと把握し、一人一人に寄り添った適切な支援が求められます。

そのため、関係機関や地域、民間団体等と連携して、切れ目ない支援を実施するとともに、相談先等の周知の徹底や、職員や相談員の人材育成を図り、充実した相談体制の構築に取り組みます。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 22301	メール相談・男性相談の実施 様々な状況に置かれた相談者の利便性の向上を図り、相談につながりやすくするため、メール・S N S等を活用した相談対応を実施します。また、家庭の問題や仕事での人間関係など、男性が抱える様々な悩みに対する相談を実施します。	市民部
A' 22302 C 22201	相談体制の充実 相談者のニーズや困難に対応した相談窓口の設置と周知を行います。また、相談業務従事者に対する研修等を通じ、人材の育成や資質の向上を図ります。	市民部 保健福祉部 子ども未来部
A' 22303 C 22204	関係機関との連携の強化 警察署や教育・医療・司法などの関係機関との連携を深め、包括的かつ切れ目ない支援を実施するとともに、被害者の早期発見に向けて、地域や民間団体等と一緒に、相談支援窓口の情報提供に関する理解と協力を働きかけていきます。	市民部 保健福祉部 子ども未来部

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22301	外国人D V被害者の支援 今後、ニーズが高まることが予測される外国人居住者に対する支援について、多言語による適切な相談対応や啓発資料の作成等について、国際交流担当部署と連携し検討します。	市民部 交流推進部
B 22302	男性被害者の支援 男性が抱える困難やニーズを把握し、必要かつ適切な支援が行き渡るよう、相談窓口の情報提供や相談員の人材育成など、支援体制の構築を検討します。	市民部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22301 C 22202	盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営 相談対応やDV証明書の発行、緊急宿泊支援、県で実施する一時保護との連携、関係機関への同行支援、法律相談会の開設など、DV被害者に対する支援の拠点として、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。	市民部
C 22302 C 22203	配偶者暴力相談支援センター広域連携事業の実施 盛岡広域市町と連携し、広域市町居住者からのDV相談に対応するほか、DV予防啓発のための冊子配布などの啓発事業を実施します。	市民部
C 22303 C 22205	被害者を支援する体制づくり 住民基本台帳事務DV被害者等支援措置（住民票等の閲覧・交付制限）や、市の各種証明書の交付や文書送付制限などの被害者情報の保護に取り組むとともに、職員研修やDV施策担当者会議等を実施し、被害者支援にむけた市職員の認識と意識の向上を図ります。	市民部 (全庁)
C 22304 A 22201	性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力等の予防啓発と支援 県の性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート」と連携し、性暴力被害者に対し適切な支援を実施します。また、デートDVやストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、若年女性を対象とした性的な暴力（AV（アダルトビデオ）出演強要問題、「JKビジネス*」問題等）に対し、予防啓発活動や相談窓口の周知、また被害に遭った場合の適切な相談対応を行います。	市民部 保健福祉部 子ども未来部

*女性高校生（JK）を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には性的なサービスを客に提供させる営業

【施策4】被害者の自立支援

DV被害者が安心して生活を再建するためには、あらゆる支援制度を活用して、住宅の確保や経済的自立、子どもに対する支援等の生活基盤を確立する必要があります。

このため、府内各部署及び相談機関が連携して、被害者の就職支援や生活困窮者支援、生活保護、児童扶養手当の給付を行います。また、子どもの安全を確保した上で学校生活を送れるよう、指定校の変更や区域外就学の手続を行うなど、あらゆる面から被害者の生活再建のための支援を行います。

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22401 B 22301	ワンストップサービスの構築 DV被害者に対するワンストップ窓口（窓口の一元化）の導入に向けて検討します。	市民部 窓口関係課
B 22402 B 22302	生活支援サポーターの育成 DV被害者の生活を継続的に支援する市民サポーターの育成を検討します。	市民部 子ども未来部
B 22403 B 22303	加害者更生を含む加害者対応に対する取組 DV被害者支援の一環として、国の動向を見極めながら、加害者更生プログラムの実施などの加害者対応の取組について検討します。	市民部 子ども未来部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22401 C 22301	DV被害者の自立支援 DV被害者が安心して地域で生活を再建するため、府内関係課が連携し、様々な分野での自立に向けた支援を行います。	
	●住まいの支援 市営住宅に関する相談の受付や、優遇入居の措置	建設部
	●福祉に関する支援 生活困窮者の自立支援や生活保護の相談 医療費助成等に関する支援	保健福祉部 市民部
	●保険・年金に関する支援 国民健康保険への加入や保険証の再発行、年金の手続等の支援	市民部

No.	主な取組・事業	所管
(C 22401 C 22301)	<p>●健康に関する支援 成人健康診査や予防接種等の支援</p> <p>●教育に関する支援 指定校の変更及び区域外就学、就学援助等の支援</p> <p>●ひとり親家庭等に対する就労支援 就業相談や就業情報の提供、就職につながる実践的な支援講座などの就業支援及び養育費の相談などの生活支援</p> <p>●要保護児童対策に関する支援 母子生活支援施設への入所に関する支援、児童手当・児童扶養手当等の給付、保育施設の入園相談等の子育てに関する支援</p>	<p>保健福祉部</p> <p>教育委員会</p> <p>子ども未来部</p> <p>子ども未来部</p>

基本目標 3-1	あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～地域社会や家庭における活躍
--------------------	--

○地域社会、行政、政治その他あらゆる場面における多様な人材の活躍は、市民ニーズの多様化等の変化に的確に対応するため、また、性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保するため、そして、人口減少・少子高齢化が加速する将来においても、豊かで活力あふれる持続可能な地域社会を形成するためにも必要であり、社会全体で取り組むべき重要な課題であるといえます。

○のことから、市審議会等における男女の委員数の均衡や、男女共同参画の視点に立った市職員の研修等の取組を進めるとともに、多様で幅広い層の政治参画を促進するための関心と理解を深める取組など、地域活動や家庭において男女共同参画視点で活動が促進されるような環境づくりを行っていきます。

■施策の方向性

【施策1】行政や政治の場における男女共同参画の推進

【施策2】地域における男女共同参画の推進

【施策3】家庭における男女共同参画の推進

■成果指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目指す 方向
市の審議会等の委員に占める女性の割合 (府内調査)	30.6%	29.3%	40%	↑

■参考指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R5)	単位	目指す 方向	把握方法
女性委員のいない市審議会等の数	5	6	-	↓	府内調査
女性人材リスト登録者数	150	152	人	↑	府内調査
市職員における女性管理職割合	8.39	13.46	%	↑	内閣府調査
市議会における女性議員割合	15.8	21.0	%	↑	府内調査
小中学校PTA会長に占める女性割合	16.9	20.3	%	↑	府内調査
自治会・町内会長に占める女性割合	6.5	6.5	%	↑	府内調査
市内の小中学校における女性校長割合	11.1	8.0	%	↑	府内調査
こども家庭センター相談実件数	463	812	件	→	府内調査

【施策1】行政や政治の場における男女共同参画の推進

市民生活に密着した行政分野において、市には、子育て、教育、介護、医療、まちづくり等、市民ニーズのきめ細やかな把握と、より柔軟で新しい発想と創意工夫が求められていることから、性別等に関わりなく多様な人材が、個性と能力を發揮し活躍できる環境づくりを行うことで、行政サービスの質の向上につなげていく必要があります。また、政治分野においても、多様な意見が政策に反映されるためには、性別等に関わりなく多様な人材が政治に参画することが極めて重要です。

市の審議会等における女性委員の割合は約30%で、ここ数年横ばい傾向にあることから、条例で定める委員の男女数の均衡を図ります。また、市職員に対する男女共同参画の意識啓発のための研修実施や、性別等に関わらない採用や能力開発、能力と適性を重視した登用などを通じ、多様な人材が活躍できる環境づくりを行います。また、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨にのっとり、市民の関心と理解を深めるための取組を推進します。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 31101 A 31101	政治分野における男女共同参画の推進に向けた啓発 多様な人材が政治に参画する意義や必要性について、市民の関心と理解を深めるための講座や啓発活動を行います。	市民部
A' 31102 C 31101	市審議会等の男女の委員数の均衡の取組 市の審議会等委員の女性就任率を調査し、男女数の均衡が図られるよう、担当部署への働き掛け及び意識を啓発します。	市民部 全庁

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 31101	市の審議会等におけるクオータ制の調査・研究 市の審議会等における男女の比率に偏りがある状況に鑑み、制度として人数や比率を割り当てるクオータ(quota)制について調査・研究し、国や他の自治体の動向を踏まえてその具体化について検討します。	市民部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31101 C 31102	女性人材リストの整備と活用 あらゆる分野で活躍している女性人材のリストを作成し、市や公的機関の各種委員や、地域での学習会の講師選定等に活用します。	市民部
C 31102 C 31103	市職員における男女共同参画の推進に配慮した研修 様々な職階において、男女共同参画の意識啓発につながる職員研修などを実施します。	総務部 市民部
C 31103 C 31104	市職員における性別等に関わらない採用・能力開発・役職への登用 性別等に関わらず、能力と適性に応じた職員採用や能力開発、役職への登用を行います。	総務部

【施策2】地域における男女共同参画の推進

町内会・自治会等の地域活動やP T A活動においては、役職には男性が多く就くなど、従来からの慣習・慣行や性別等による役割分担意識が未だに多く残っています。

地域活動等の活性化に際しては、多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、それらの活動に男女共同参画の視点が反映され、多様な人材が参画しやすい環境づくりが促進されるよう、情報提供や働き掛けを行います。

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31201	地域における男女共同参画学習機会の提供 町内会・自治会等に向け、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	市民部
C 31202 A 31201	町内会・自治会、P T A等の地域活動における男女共同参画の推進 男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう、町内会・P T A等へ活動事例の情報提供や啓発を行います。	市民部 教育委員会

【施策3】家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を形成する上で根幹となる重要な取組の一つです。

平成30年度に実施した市民アンケート調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識に概ね反対と男女とも3分の2が回答したものの、一般的には、家事・育児・介護などの家庭での役割は、依然として女性が多くを担っている傾向があります。

このため、家族が、性別等に関わらず共に協力して家事・子育て・介護等に取り組むための啓発活動や情報提供を行うとともに、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実や、今後、性別等を問わず多くの人が直面するとされる介護に関する支援体制の充実により、家庭における男女共同参画の推進を図ります。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 31301 C 31301	子ども子育て支援の充実 子育てに関する情報提供や相談に対応するとともに、さまざまな悩みを抱える子育て家庭に寄り添い、必要な支援を行います。	子ども未来部
A' 31302 C 31303	ひとり親家庭の自立促進に向けた支援 ひとり親家庭の自立に向けて、相談対応から就職支援、生活支援など、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。	子ども未来部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31301 C 31302	家庭教育活動の推進 家庭教育の重要性と必要性について理解し、各家庭で実践できるよう、子どもの成長の発達段階に応じた情報提供や教育活動を推進します。	教育委員会
C 31302 C 31304	介護支援体制の充実 今後、高齢者が増加する中で、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談や各種サービスなどの支援体制の充実に努めます。	保健福祉部
C 31303 A 31301	家庭における男女共同参画意識醸成の取組 家族が、性別等に関わらず、共に協力して家事・子育て・介護等に取り組むための啓発活動、情報提供を行います。	市民部 子ども未来部 教育委員会

基本目標 3-2	盛岡市女性活躍推進計画 <h2 style="margin: 0;">あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～働く場における活躍</h2>
---------------------------	---

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく市町村推進計画)

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、働く場面において、性別等に関わらず多様な人材が仕事と生活を両立させながら、意欲と能力を発揮し、活躍できる環境を整えていく取組が求められています。
- 活躍の場の広がりは、一人一人の豊かで多様な生き方を可能とするのみならず、社会の支え手を増やし、現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、将来にわたっても、豊かで活力あふれる持続可能な地域を構築するために必要不可欠な取組です。
- このため、「働く場における女性の活躍推進」と「男性の家庭や地域での活躍推進」、また、これらの前提となる「ワーク・ライフ・バランスの推進」を三位一体のものとして取り組むことで、働く場面における多様な人材の活躍を実現していきます。

■施策の方向性

【施策1】働く場における女性の活躍推進

【施策2】男性の家庭や地域における活躍推進

【施策3】ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

■成果指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R11)	目指す 方向
女性活躍推進法に基づく市内の認定企業 (えるばし認定) (府内調査)	6	20	44	↑

■参考指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	単位	目指す方向	把握方法
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（市内）（累計）	58	222	社	↑	庁内調査
「いわて女性活躍認定企業等」の市内認定企業（累計）	28	164	社	↑	庁内調査
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定届企業数（市内）（累計）	269	387	社	↑	庁内調査
女性の管理的地位職業従事者割合（盛岡市）	17. 6*	17. 4**	%	↑	国勢調査
女性の就業率（盛岡市）	48. 2*	50. 0**	%	↑	国勢調査
講座参加者で起業や就労に結びついた件数（累計）	30	57	件	↑	庁内調査
ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数	40	71	人	↑	庁内調査
家族経営協定締結件数（累計）	94	98	件	↑	庁内調査
育児休業取得率（男性・女性）（県内）	男性 2. 7 女性 84. 3	男性 19. 9*** 女性 83. 5***	%	↑	庁内調査
パパママ教室への男性の参加割合	100%	99. 7	%	→	庁内調査
保育所待機児童数（4月1日時点）	0	1	人	→	庁内調査
保育所待機児童数（10月1日時点）	87	0	人	↓	庁内調査
地域包括支援センター相談件数	17, 070	25, 813	人	↑	庁内調査
ワーク・ライフ・バランス推進事業参加企業数	約 200	約 120	社	↑	庁内調査

*H27 数値

**R 3 数値

***R 4 数値

【施策1】 働く場における女性の活躍推進

働く場面において最大の潜在力である「女性の力」の活用が社会全体で求められている中、平成30年度に実施した女性活躍推進に関する事業所調査の結果や、女性活躍推進の取組を積極的に進める事業所の認定数などから、市内における取組が発展途上の段階であることが明らかになりました。

また、同調査において、事業所における女性活躍推進の課題として、「管理職の認識と意識の向上」「女性従業員の理解や行動、意識改革、キャリア形成への支援」が挙げられたほか、市に求める取組として、スキルアップセミナー等の開催や先進事例紹介などが挙げられたことから、働くことを希望する女性が、自信と働きがいをもって活躍できるような支援と、事業者に対する意識啓発や環境整備のための取組支援などを、関係機関と連携しながら行っています。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A'	女性の参画が少ない分野における女性の活躍推進	市民部 関係部
32101	理工分野や農林・建設分野など、女性の少ない分野における活躍を促進するため、仕事内容や働き方、やりがい、魅力などを伝える講座や情報発信を行います。	
32104		
A'	関係機関との連携	市民部
32102	女性活躍推進の取組の効果的かつ円滑な実施のため、国や県の担当部署や団体等と連携し、一体となって、事業所に対する意識啓発や女性が働きやすい環境の整備を推進します。	

継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C	女性の起業支援	市民部 商工労働部
32101	起業など多様な働き方を支援するための講座や情報提供を実施します。	
C	女性の就職・再就職支援	市民部 子ども未来部 商工労働部
32102	非正規雇用で働く独身の方や、ひとり親、子育てや介護などで一旦離職した方などを対象に、社会的かつ経済的自立を支援し、就職を目指す方の講座や情報提供を実施します。	
C	家族経営協定の普及	農林部
32103	女性農業者が対等なパートナーとして経営などに参画できるよう、家族経営協定の締結数の拡大と継続的な有効活用を図ります。	
C		
32104		
C	働く女性向けの人材育成（キャリアアップ・両立支援）	市民部 商工労働部
32104	人材育成セミナーや、ロールモデルなどの情報提供、両立不安を解消するための事例紹介や講座などを実施し、働く女性のキャリアアップ支援や両立支援を行います。	
A		
32101		

No.	主な取組・事業	所管
C 32105 A 32102	女性活躍推進団体間におけるネットワークの形成 女性活躍推進に関連した事業を展開する地域の教育機関や地域経済団体、N P O等が連携してネットワークを形成し、スキルアップ講座の共同開催や情報提供支援などを行い、地域全体で機運の醸成を図ります。	市民部 商工労働部
C 32106 A 32103	事業所への啓発と取組支援 事業所において女性活躍推進の取組が進むよう、意義や必要性などの啓発を進めるとともに、先進取組事例の紹介や女性活躍推進に関する企業認定制度などの情報提供を行います。	市民部 商工労働部

【施策2】男性の家庭や地域における活躍推進

男性の家事や子育て、介護、地域活動等の多様な経験は、職務における視野の広がりや生産性への意識の高まりなど、男性自身の豊かなキャリア形成や多様な生き方の選択にも好影響をもたらすとともに、女性の活躍推進や少子化対策にも大きな影響を与えることから、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

先に実施した市民アンケートにおいて、「男性が家事や育児に参画するために必要なこと」として、「上司や職場の理解を進めること」が最も多く、7割以上の人人が選択したことなどから、男性が家庭生活における責任を果たしながら、職場においても貢献していくことができる環境の実現に向け、女性だけでなく男性も仕事と家庭を両立できる働き方の見直しや、経営者と管理職を含めた意識改革が促進されるよう、意識啓発を行いながら機運の醸成を図ります。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 32201	男性の育児休業等取得促進のための機運醸成 事業所における男性の育児休業や配偶者出産休暇等の利用が促進されるよう、講座や啓発資料の配布、関連イベントの開催等を通じ、機運の醸成を図ります。	市民部 関係部
A 32202		

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32201	男性の家事・子育て・介護参画に関するスキルアップ講座等の開催 働く男性の家事・育児・介護参画が進むよう、パートナーと参加できる講座や、スキルアップにつながる講座等を実施します。	市民部 子ども未来部
C 32202	男性の家庭・地域参画のための啓発活動の実施 働く男性の家庭・地域参画に対する、市民や事業所等の理解が深まるようなイベントや講座等での啓発活動を行うとともに、働く父親のロールモデルや好事例の情報を提供します。	市民部 商工労働部
A 32201		

【施策3】ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

性別等に関わりなく誰もが活躍できる職場環境をつくるためには、仕事と子育て・介護などの家庭責任との両立や、自己研鑽、趣味、地域活動、病気治療等などの様々な活動との両立をかなえ、仕事と生活の相互に相乗効果を生み出す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現する取組が欠かせません。

そのため、子育て・介護との両立に関する支援体制の整備と充実を図るほか、事業者向けにワーク・ライフ・バランス実現のための具体的な取組や職場風土づくりのための啓発や支援を行うほか、性別等による固定的な役割分担意識の解消やハラスメントの防止等にも併せて取り組み、誰もが活躍できる職場環境の整備を進めます。

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32301	仕事と子育ての両立支援体制の整備と充実 仕事と子育ての両立環境の整備のため、保育士の確保や保育所の整備、放課後児童クラブの設置、延長保育・病児保育など、多様なニーズに応じた子育て支援環境の整備を行います。	子ども未来部
C 32302	仕事と介護の両立支援体制の整備と充実 今後、増加が危惧されている介護離職を防止し、仕事と介護が両立できる環境づくりを進めるため、地域の高齢者介護の相談支援の拠点である「地域包括支援センター」の充実をはじめとする介護支援環境を整備し、家族の介護負担の軽減を進めます。	保健福祉部
C 32303	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む事業者の支援 事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。	市民部 商工労働部
C 32304	特定事業主行動計画の着実な推進と一般事業主行動計画の策定勧奨 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画について、市など公務部門（特定事業主）は企業等（一般事業主）に対し率先して垂範することが求められていることから、「盛岡市特定事業主行動計画」に基づく取組を着実に推進し、その実施状況を毎年、公表します。また、一般事業主に対し、事業主行動計画策定の啓発と支援を行います。	総務部 市民部
C 32305 A 32301	誰もが活躍できる職場づくりの推進に向けた事業者への啓発と支援 誰もが活躍できる職場づくり（ダイバーシティ経営推進）のための意義の啓発や先進事例の紹介、推進事業所の認定制度（くるみん・えるぼし等）に関する情報の提供などを通じ、事業所の具体的な取組の後押しを行います。	市民部 子ども未来部 商工労働部

No.	主な取組・事業	所管
C 32306 A 32302	経営者・管理職向けの多様な人材を活かすマネジメント支援 イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。	市民部 商工労働部
C 32307 A 32303	無意識の偏見の解消や性別等によるハラスメント防止の意識啓発 無意識に性別等で役割を固定する見方や考え方である「無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）」への気付きを促すとともに、働く場における性別等に関連したハラスメントの防止に向けた講座や啓発等を行います。	市民部 商工労働部
C 32308 B 32301	多様で柔軟な働き方の推進・非正規雇用労働者の待遇差解消の啓発 時間外労働の上限規制や年次休暇の取得促進、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消などが盛り込まれた「働き方改革関連法」に基づき、事業所の取組が推進されるよう、国や県などの関係機関と連携し、事業所における改善の取組を促進するための要望活動を行うとともに、待遇改善を行う事業所が活用できる支援制度の周知を図ります。	商工労働部

第5章 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するため、市における推進体制を整備し、適切な進行管理を行うとともに、市民や事業者、教育関係者と連携を図りながら、目指す姿である「性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡」を実現していきます。

1 推進体制の整備

(1) 盛岡市男女共同参画審議会の開催

市長の附属機関として設置している「盛岡市男女共同参画審議会」を開催し、知識経験を有する者や男女共同参画関係団体、市民などから構成される外部有識者12名以内の委員が、市長の諮問に応じ、計画の推進状況など、市の男女共同参画の推進に関する重要事項について、専門性を生かした客観的な立場から調査・審議し、市長へ意見を述べます。（盛岡市男女共同参画推進条例第23条関係）

(2) 拠点施設の設置と運営

「もりおか女性センター」及び「盛岡市配偶者暴力相談支援センター」を男女共同参画推進のための拠点施設と位置付け、その機能の充実と活用の促進を図ります。（盛岡市男女共同参画推進条例第14条関係）

(3) 庁内体制の整備（男女共同参画推進本部・男女共同参画行政推進連絡会議）

男女共同参画の推進に関する施策について、全庁横断的に推進するとともに、総合調整を行う組織として、市長を本部長、特別職や部長等を本部員とした「男女共同参画推進本部」を設置しており、引き続き、庁内一体となって計画の推進を図ります。

また、実効性を確保するため、施策関係課等の長で構成する「男女共同参画行政推進連絡会議」についても、引き続き、各部局が実施する施策等の進捗状況等の情報共有と連携を図っていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第11条関係）

(4) 実施状況の公表

本計画における成果指標の達成状況や、施策の成果と課題などの実施状況について、市公式ホームページにおいて毎年、公表します。（盛岡市男女共同参画推進条例第10条関係）

2 多様な主体との連携・協働

(1) 国・県との連携

国の男女共同参画社会基本法（第9条）において、「地方公共団体は、国の施策に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」ことから、国や県の動向を的確に把握し、連携しながら、市の施策を進めていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第4条第2項関係）

(2) 市民や事業者、教育関係者との連携

男女共同参画の実現には、市のみならず、市民や事業者、教育関係者が一体となって目指す社会を形成することが重要であることから、情報共有や意見交換、協働などの必要な連携を図りながら施策を推進していきます。

また、特に事業者や教育関係者が条例で定める責務を実現することができるよう、必要に応じて適切な支援を行っていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第4条第2項関係）

3 相談・苦情への対応

(1) 性別等に関する人権侵害に関する相談の対応

DVやセクシュアル・ハラスメントなど、性別等に関する人権侵害に関する相談が市民や事業者、教育関係者からあったときは、「市配偶者暴力相談支援センター」や「女性相談」「こども家庭センター」及び国や県の関係機関と連携し、

相談者の問題解決に向け、公平かつ適切な支援を行います。（盛岡市男女共同参画推進条例第21条関係）

(2) 施策に対する苦情への対応

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、市民や事業者、教育関係者から苦情を受け付けるとともに、公平かつ適切に対応し、適切な措置を図ります。また、対応にあたり特に必要があると認められるときは、「盛岡市男女共同参画審議会」の意見を聴きます。（盛岡市男女共同参画推進条例第22条関係）

イメージ図

